

## 公益財団法人大阪府文化財センター低入札価格調査失格判断基準

### (1) 目的

公益財団法人大阪府文化財センター低入札価格調査制度実施要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、調査基準価格を下回る価格の入札が行われ、当該入札者から提出された調査資料の調査審査を行う場合において、当該入札を失格と判断するための基準（以下「失格判断基準」という。）を策定する。

### (2) 失格となる判断基準

失格判断基準は次に掲げる項目とする。

#### ア) 数値的失格判断基準

元請負者が見積もった直接工事費が、公益財団法人大阪府文化財センター（以下「センター」という。）が算出した予定価格の基礎となった直接工事費の額の85%以上の金額が計上されていない。

一般管理費に、元請負者が見積もった工事原価の4%以上の金額が計上されていない。

#### イ) 積算等調査による失格判断基準

##### 1) 調査資料の提出について

- ① 調査資料が、指定した期日までに提出されない。
- ② 調査資料が、すべて整っていない。(資料受付時に資料の確認を行わないので、欠落が無いよう十分に確認すること。)

##### 2) 調査の協力について

- ① ヒアリングに応じない。
- ② 理由の如何を問わず、調査対象者の事情により、センターが指定した日にヒアリングが実施できない。
- ③ 不適切、不誠実な言動等により調査に非協力的である。  
(回答済みの内容が変更される場合も含む)

##### 3) 設計数量、材料の品質の確保について

- ① 設計図書、仕様書で定める数量ならびに品質・規格を満足していない。
- ② 材料・製品について、設計仕様に適合した品質、規格を満足していない。
- ③ 建設副産物の搬出予定地や処理体制等が設計仕様書等に合致していない。

##### 4) 工程表について

- ① 指定した工期内に完成する工程表となっていない。
- ② 提出された工程表について、的確な説明ができない。
- ③ 指定の工法による工程表となっていない。

##### 5) 積算内容について

- ① 工事費内訳総括表および内訳書に対する代価表に違算がある。
- ② 金額が一括計上されているため内容が確認できない。
- ③ 積算内訳が正しく記載されていない。

- イ 工事費内訳総括表と内訳書の合計額が一致していない。
- ロ 代価表の金額が内訳書に正しく反映されていない。
- ハ 共通仮設費内訳書、現場管理費内訳書の金額が内訳書に正しく反映されていない。
- ニ 施工不能な工法により積算されている。
- ホ 記載されている単価及び価格が、センターの単価と比して相当程度低い単価について、合理的な説明ができない。
- ヘ 手持ち資材、自社機械の所属等の確認ができない。

④下請負者等が見積額が内訳書・代価表に正しく反映されていない。

《注意事項：内訳書・代価表には、必ず、下請見積書に記載されている額と同額、もしくは同額以上を計上すること。なお、下請負者等が見積書を提出後、元請負者と下請負者等の間で協議し、下請負者等が見積額の変更を認めた場合は、下請負者等が了解した旨が確認できる書類を調査資料提出時に添付すること。》

- ⑤労務単価が過去3ヶ月以内に支払った実績のある賃金額を下回っている。もしくは、確認できない。または、労務単価が最低賃金を下回っている。
- ⑥自社従業員の雇用関係が確認できない。
- ⑦建設副産物について適正な処理費用が計上されていない。
- ⑧共通仮設費、現場管理費及び一般管理費について必要となる経費が計上されていない。
- ⑨内訳書・代価表が、配付した金抜設計書の形式で作成されていない。
- ⑩算出方法についての的確に説明できない。
- ⑪取引予定業者からの聞き取りにより、積算内訳書記載金額がいわゆる「指し値」であるなど、不当に低額に設定されたことが明白である。

6) 法令違反や契約上の基本事項について

- ①下請負額 500 万円以上の施工に係る下請見積書を作成した下請負者が、建設業の許可を受けていない。
- ②その他法令違反と認められる。

7) 下請見積書作成について

- ①下請見積書において、材料費、人件費及び諸経費の確認ができない。
- ②工事内容（規模・工法・数量等）に間違いがある。または確認できない。
  - ※ 施工に係る下請見積書については、調査・審査の迅速化を図るため、出来る限り配付した金抜き設計書形式により作成すること。
- ③記載されている単価及び価格が、センターの単価と比して相当程度低い単価について、合理的な説明ができない。
- ④必要とする諸経費が計上されていない。
  - ※下請負者の諸経費とは、下請負者が配置する主任技術者等の給料・諸手当ならびに下請負者が支出する現場経費、本社経費をいう。

(3) 附則

この基準は、平成22年2月1日から施行する。

附則

この基準は、平成23年8月1日から施行する。

附則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。

附則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

附則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。